

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(売付け価格) × (売付け株数)

－ (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成18年5月9日の商号変更前のジャパン建材株式会社の株価の終値は、854円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

売付価額980,600円(注)

－ (854円 × 1,100株) = 41,200円

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、4万円

(注) 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 893 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 892 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 890 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。